

「議案第139号 堺市区教育・健全育成会議条例」に対する付帯決議

今般上程されている、議案第139号堺市区教育・健全育成会議条例は、本市の各区において、学校教育を取り巻く環境を整備し、もって子どもの教育及び健全育成の充実を図るために必要な事項について調査・審議し及び意見を具申するため、市長及び教育委員会の附属機関として各区に教育・健全育成会議を設置する内容で、平成27年4月1日から施行しようとするものである。

本条例の施行に際しては、以下に記す事項を厳守することを強く求め、ここに付帯決議する。

記

1. 堺市区教育・健全育成会議の運営、機能及び審議事項については、教育基本法（平成18年法律第120号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定されている教育の中立性を遵守すること。
2. 堺市区教育・健全育成会議の設置目的である学校教育を取り巻く環境を整備し、もって子どもの教育及び健全育成の充実を図るために必要な事項について調査・審議し及び意見を具申することについては、本市各区の間で格差の生じることがないようにすること。
3. 堺市区教育・健全育成会議における審議内容及びその結果は、すべて公開とすることを原則にすること。
4. 堺市区教育・健全育成会議の設置の目的とする成果が得られない場合は、堺市区教育・健全育成会議の改廃を含め見直しを行うこと。